

橿原市監査公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づき請求のあった橿原市職員措置請求について、同条第5項の規定により監査を実施したので、その結果を別紙のとおり公表します。

令和7年3月21日

橿原市監査委員 久保田 幸治

橿原市監査委員 中面 達也

橿原市職員措置請求に関する監査結果

第1 請求の受付

1 請求人 (略)

2 請求書の受付日

令和7年1月22日

3 請求の内容

請求人から提出された橿原市職員措置請求書（以下「本件請求書」という。）に記述された請求（以下「本件監査請求」という。）の内容は、次のとおりである。以下、請求の要旨については原文のまま掲載している。ただし、橿原プロパンガス商工協同組合の組合員名については匿名とした。

請求人らは、下記のとおり、地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添えて必要な措置を請求する。

記

第1 監査請求の趣旨

監査委員は、橿原市長に対し、亀田忠彦や専決権者、橿原プロパンガス商工協同組合へ、令和3年度から令和6年度までの燃料油（白灯油・LPガス）の購入額の1割に相当する金額の損害賠償を求めるなど、必要な措置を講じるよう勧告することを求める。

第2 監査請求の理由

1 橿原市における燃料油等の購入に関する経緯

橿原市は、遅くとも平成22年度から白灯油・LPガスなどの燃料油（以下、単に「燃料油」という。）について、橿原プロパンガス商工協同組合（以下、「本件協同組合」という。）と随意契約による方法によって購入に関する契約が締結されていた。

具体的には、令和3年度から令和6年度までの「燃料油（白灯油、LPガス）の購入に関する契約書」に記載されているとおりである（以下、「本件各購入契約」という。）。

なお、始期を平成22年度としている理由は、上記各契約に関する予算執行何書における当該業務開始年度に「平成22年度」と記載されていることにある。

これら本件各購入契約について随意契約の方法がとられた理由として、橿原市は、燃料油が市内のどこからでも安定してかつ統一価格で給油できることが重要であり、本件協同組合の性質（橿原市内の該当業者全者が組合員であり、業者数の多さから安定した供給が可能、また組合員への連絡や規則等も管理されており統一価格での販売が可能）という事情が、「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。」に該当するとしている。

2 本件各購入契約が随意契約の方法で締結されたことが違法であること

(1) 普通地方公共団体の契約の締結方法について

地方公共団体の長は、その事務を誠実に執行する義務を負い（地方自治法138条の2）、また、地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要かつ最小の限度を超えて支出してはならないとされている（地方財政法4条1項）。

そのうえで、地方自治法234条1項は、売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする旨規定し、同条2項は、同条1項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによりすることができる旨規定する。

地方自治法施行令167条の2第1項は、地方自治法234条2項の規定により随意契約によりことができる場合は、次に掲げる場合とする旨規定し、同項2号で、「不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。」を定めている。

法がこのような定めを設けている趣旨は、結局のところ、一般競争入札を原則とし、それ以外（随意契約を含む）の方法を例外とすることで、経費が住民の税金であること等から機会均等、公正性、価格の有利性の保護を図っている。

(2) 本件各購入契約に随意契約を認める理由がなく違法であること

そして、本件各購入契約に際して、橿原市は、上記のとおり「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当することを理由にしている。

この点、同要件は、少なくとも「普通地方公共団体が契約を締結するに当たり競争入札の方法によりすることが不可能又は著しく困難とはいえないと

しても、当該契約の目的・内容に相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定してその者との間で契約を締結するという方法をとるのが当該契約の性質に照らし又はその目的を達成する上でより妥当であり、ひいては当該普通地方公共団体の利益の増進につながる場合」でなければならない（最二小昭和62年3月20日民集第41巻2号189頁）。

しかし、本件各購入契約の商品は、燃料油（白灯油・LPガス）であって、品薄で入手困難という事情が生じたことはない。むしろ、市民ですら、日常的に購入を繰り返しているものである。また、商品の品質等にも特別なものが見いだされるものではなく、むしろ、一般的には価格に着目して購入を定めるものとすらいえる。

そして、橿原市は、本件各購入契約の対象期間において、本件協同組合以外の業者（しかも、本件協同組合の組合員ですらない）から供給を受けていたことがあったようであり、このことからしても、本件協同組合との間で随意契約を締結する必要性は認められない。

また、本件各購入契約における価格の定め方は、週次調査結果の奈良県地区の価格を参考にして協議するなど定められており、随意契約したにも関わらず、都度価格の協議が必要となり、協議が整わなかったら結局のところ安定供給が実施されないのであって、この点からしても随意契約を行う必要性などない。

従って、本件各購入には、地方自治法施行令167条の2第1項2号に定められている事情は認められず違法である。

3 市の執行機関及び本件協同組合に過失または重過失があること

（1）橿原市の執行機関の過失等について

橿原市においては、専決権者は、具体的にどのような事由で随意契約が認められるのかについて、具体的な検討・検証を行っていたと認められる資料等は一切ない。燃料油などという一般市民でも比較的なじみのある商品について、単価の検証や総額の検証等もなく、随意契約の締結、継続をしていることそれ自体が単なる過失を超える重過失があると言わざるを得ない。

また、市長においても、これだけ長期間、不自然な状況が継続し、この点質問が出されたにもかかわらず、令和6年1月15日時点ですら、安定供給の必要性や本件協同組合の特殊性等を事情にあげて問題と捉えていなかった。しかし、上記のとおり燃料油である以上、特殊性などないうえ、本件協同組合の実態の把握をどれだけしたうえで本件各購入契約締結に至

っているかは甚だ疑問である。よって、これらの事情を踏まえれば、市長においても重過失があると言わざるを得ない。

(2) 本件協同組合の過失等について

本件協同組合は、長期間、樫原市と契約を締結していることに加えて、本件協同組合には、樫原市の市議会議員が代表者をしている株式会社Aが組合員としている。このような状況からすれば、随意契約が例外的な場合にしか用いることができないこと、本件ではその点についての確認が不十分であること等は容易に推測できるのであって、これらを確認すべき注意義務があったといえ、少なくとも過失は存在する。

4 損害について

以上のとおり、違法な本件各購入契約について、随意契約でなく一般競争入札が実施されていれば、価格競争が発生するところ、この競争性が不当に喪失させられたものである。

同様の現象は、入札談合等でも起こるところであるが、このような場合には、競争性が生じた場合と比して、少なくとも1割の価格上昇が生じたものと捉えるべきであり、この差額を樫原市における損害として捉えるべきである。

5 以上のように、違法な随意契約締結が違法であり、市長である亀田忠彦、専決権者、本件協同組合には不法行為責任が生じるところ、樫原市に生じた損害について、樫原市は、この賠償請求等をすべきであるところ、樫原市は、そのような請求を怠っている。

よって、請求人らは、これらについて監査委員からの勧告を求めるものである。

第3 請求人について

請求人らは、別紙請求人目録記載のとおりであり、樫原市民である。

以上

4 請求の要件審査及び受理

監査委員は、本件監査請求が地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「地自法」という。）第242条の所定の要件を具備しているものと認め、令和7年1月27日にこれを受理した。

第2 監査の実施

1 監査委員の就退任

監査委員 高橋圭一は令和7年2月10日に退任し、その後任として奥田寛が同月19日に就任した。

なお、監査委員 奥田寛は就任日において監査途上のものであったため、本件監査に関与していない。

2 請求人の証拠の提出及び陳述

監査委員は、地自法第242条第7項の規定により、請求人に対し、証拠の提出及び陳述の機会を設けたが、請求人から陳述を行わない旨の意思表示があったため、陳述を実施しなかった。また、請求人から新たな証拠の提出はなされなかった。

3 監査対象事項

本件請求書に記載されている事項から、次に掲げる事項を監査対象とした。

(1) 樫原市（以下「本市」という。）が、白灯油及びLPガス（以下「燃料油」という。）の購入を随意契約の方法（以下「本件随意契約」という。）によったことが違法であるか。

(2) 本件随意契約により本市に損害が発生したか。

ただし、地自法第242条第2項の規定により監査請求期間である1年を徒過した燃料油の購入に関する支出については、請求期間を徒過したことについて正当な理由はないことから、監査対象外となる。

4 監査対象部局

財務部

5 関係人調査

監査委員は、令和7年2月14日に財務部関係職員から陳述を聴取した。

第3 監査結果

本件監査請求についての監査の結果は、合議により次のように決定した。

本件監査請求を棄却する。

以下、その理由を述べる。

1 事実の確認

監査請求事項について、関係する法令等との照合、関係書類等の調査並びに本件請求書等並びに監査対象部局からの提出書類及び関係職員の陳述により、次の事実を確認した。

(1) 関係する法令等の規定について

ア 地自法第234条第1項は、「売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。」と規定する。

イ 同条第2項は、「前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。」と規定する。

ウ 同条第2項を受け、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の2第1項第2号は、「地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

2 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。」と規定する。

(2) 榎原プロパンガス商工協同組合（以下「本件協同組合」という。）の構成等について

本件協同組合は、昭和53年4月11日に成立し、令和6年4月1日時点で本市内14業者を含む17業者で構成されている。

(3) 本件随意契約がなされた経緯等について

ア 本件随意契約の始期

本市と本件協同組合とが本件随意契約の方法によるようになったのは、遅くとも平成22年度からである。

イ 本市が随意契約の方法を継続している理由

本件随意契約は、施行令第167条の2第1項第2号に基づいて随意契約を締結したものである。

その理由は、本市内のどこからでも安定してかつ統一価格で給油することが

重要であること、敷衍すれば、平常時にライフラインを本市のどこから調達しても、統一価格で安定した供給を受けられることはもちろん重要であるが、災害発生時にも、本市民の避難場所となり得る施設を含め、本市内の各所に点在している本市の公共施設で、平常時と全く同様に燃料油を確保することが極めて重要である一方、本件協同組合は、本市内の該当業種の14業者を含む全17業者から組織された組合であり、その14業者の組合員も、本市内に点在していることから、平常緊急時を問わず、本市内の各公共施設に対し、安定して燃料油を供給することが可能であるとしている。

(4) 奈良県内他市の状況

奈良県内には12市存在し、本市を含む5市が燃料油について取りまとめ課が契約を締結しており、その全てが随意契約の方法によっている。

他の7市においては、取りまとめ課の存在が確認できず、したがって、取りまとめ課が契約を締結しているという事実も確認できなかった。

(5) 燃料油の購入金額の決定方法及び検証方法

ア 白灯油について

本市においては、まず本件協同組合に当月分の見積書を提出させ、その妥当性を判断した上で、購入金額を決定する手法をとっている。

資源エネルギー庁のホームページでは、変動する白灯油の価格について、石油製品小売市況調査における奈良県の平均価格を毎週更新しており、購入金額の決定に際しては、まず掲載値を前月購入金額決定日の近日値と比較し、次に、その間のトレンドを読み取り、さらに本件協同組合から、その他の情報を聴き取りした上で、当月分の購入金額を決定している。

イ LPガスについて

白灯油と同じく、本件協同組合から当月分の見積書を提出させ、その妥当性を判断した上で、購入金額を決定する手法をとっている。

決定に至る判断材料としては、日刊紙「燃料油脂新聞」に月単位で決定される元売仕切価格改定幅が掲載されており、交渉月の掲載値と同前月値を比較し、さらに本件協同組合から、今後の値動きに影響を与え得る要因等を聴き取りした上で、当月分の購入金額を決定している。

ところで、上記のとおり、購入金額決定の判断材料となる市況調査のうち、白灯油については、石油製品小売市況調査の価格は毎週更新されているが、LPガスについては、資源エネルギー庁が公表する奈良県の平均価格及び（一財）

日本エネルギー経済研究所が公表する地区（本市の場合は、本市、大和高田市、上牧町、広陵町で構成される「奈良県中和」が、これに該当する。）ごとの平均価格の公表はいずれも偶数月分であり、購入金額決定の約2か月後となる。

そこで、本市においては、これらの資料が公表された後に、購入金額を改めて検証し、さらに本件協同組合から聴き取りを行い、今後の購入金額決定の判断材料としている。

（6）購入金額と市場価格との比較

ア 白灯油について

市場価格として上記奈良県の平均価格（購入単価＝1リットルの価格・税抜）との比較は、別紙1「本市における購入金額と奈良県内市場価格の比較（白灯油・令和5～6年度分）」記載のとおりである。ただし、令和6年度は令和6年12月までの合計である。

イ LPガスについて

市場価格として上記奈良県及び奈良県中和の平均価格（使用料・税込）との比較は、別紙2「本市における購入金額と奈良県内市場価格の比較（LPガス・令和5～6年度分）」記載のとおりである。ただし、令和6年度は令和6年12月までの合計である。

（7）本件協同組合の組合員以外からの購入について

本市は、本件協同組合と本件随意契約を締結しているが、本件協同組合の組合員以外からも燃料油を購入している事実がある。詳細は以下のとおりである。

ア 白灯油について

（ア）令和5年度（監査対象外の期間を含む）

本件協同組合からの購入額は2194万7021円である。

他方、本件協同組合以外からの購入額は9万9961円であり、全購入額（2204万6982円）に占める割合は約0.45%である。

（イ）令和6年度

本件協同組合からの購入額は令和6年12月支払い分までで273万9674円である。

他方、本件協同組合以外からの購入額は令和7年1月支払い分までで4310円であり、全購入額（274万3984円）に占める割合は約0.16%である。

イ LPガスについて

(ア) 令和5年度（監査対象外の期間を含む）

本件協同組合からの購入額は2536万9235円である。

他方、本件協同組合以外からの購入額は9万3518円であり、全購入額（2546万2753円）に占める割合は約0.37%である。

(イ) 令和6年度（令和6年12月支払い分まで）

本件協同組合からの購入額は1130万7475円である。

他方、本件協同組合以外からの購入額は4万0544円であり、全購入額（1134万8019円）に占める割合は約0.36%である。

2 監査委員の判断

以上の認定した事実に基づき、下記のとおり判断する。

(1) 本件随意契約が違法であるか。

ア 請求人は、①燃料油は品薄で入手困難という事情が生じたことはなく、市民ですら日常的に購入を繰り返しており、商品の品質等にも特別なものが見いだされるものではないこと、②本市は本件協同組合の組合員以外の業者からも購入していること、③燃料油の購入価格は奈良県地区の価格を参考にして協議するとされているが、協議が整わなければ安定供給は実施できないことを理由に、本件随意契約をする必要性は認められないと主張する。

イ ところで、上記のとおり、施行令第167条の2第1項第2号は「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」は、随意契約によることができると規定している。

また、同号の「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」とは、必ずしも当該契約の性質又は目的に照らして競争入札の方法による契約の締結が不可能又は著しく困難というべき場合に限定されるものではなく、競争入札の方法によること自体が不可能又は著しく困難とはいえないが、不特定多数の者の参加を求め競争原理に基づいて契約の相手方を決定することが必ずしも適当ではなく、当該契約自体では多少とも価格の有利性を犠牲にする結果となるとしても、普通地方公共団体において当該契約の目的、内容に照らしてそれに相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定しその者との間で契約の締結をするという方法をとることが当該契約の性質に照らし又はその目的を究極的に達成する上でより妥当であり、ひいては当該普通地方公共団体

の利益の増進につながると合理的に判断される場合も、同号に掲げる場合に該当するものと解すべきである。そして、このような場合に該当するか否かは、当該契約の種類、内容、性質、目的等諸般の事情を考慮して当該普通地方公共団体の契約担当者の合理的な裁量判断により決定されるべきものと解するのが相当である（最二小昭和62年3月20日民集第41巻2号189頁参照）。

以下、この判断枠組みにしたがって、請求人の上記①～③の主張について検討する。

ウ ①について

平常時においては、請求人が主張する①の事情は概ね妥当する。

しかし、本市は、自然災害などの緊急時においても、避難場所となる公共施設に燃料油を（品質的にも量的にも）安定的に提供することが求められている。その意味では、燃料油の供給元は多数存在し、かつ分散していることが望ましい。

本件協同組合の組合員には市内14業者が含まれており、かつ組合員は本市内に点在しており、緊急時においても公共施設に燃料油をより安定的に供給することが可能となる。

以上に鑑みると、平常時、緊急時を問わず燃料油を公共施設に安定的に供給するという目的を達するために、本市が、本件協同組合と本件随意契約を締結したことは妥当であり、本市の利益の増進につながると合理的に判断できる。

よって、請求人①の主張は採り得ない。

エ ②について

請求人が主張するように、本市が、本件協同組合以外からも燃料油を購入していることは事実である。

しかし、上記のとおり、本市が、本件協同組合以外から購入した金額は、全体の購入金額の1%にも満たない極めてわずかな金額である。

本件随意契約を締結した以上、全ての燃料油を本件協同組合から購入することが望ましいと考えることもできるが、全体の購入金額の1%にも満たない金額に相当する燃料油を購入したとしても、平常時、緊急時を問わず燃料油を公共施設に安定的に供給するという本件随意契約の目的を阻害するものではない以上、本市の合理的な裁量の範囲内であり、本件随意契約の相当性を否定する理由とはならない。

よって、請求人②の主張は採り得ない。

オ ③について

請求人は、本市と本件協同組合との協議が整わない場合には、燃料の安定供給ができないと主張する。

しかし、上記のとおり、燃料油の購入金額の決定（協議）は客観的な根拠に基づいて行われているものであり、恣意的な判断が入る余地は極めて少ない。実際、平成22年度以降、本市と本件協同組合との協議が整わなかったことはない。

よって、請求人③の主張は採り得ない。

(2) 本件随意契約により本市に損害が発生したか。

ア 請求人は、本件随意契約により本市に損害が発生しており、その損害は、入札談合等の場合を参考にして、「少なくとも1割の価格上昇が生じたものと捉えるべきである」と主張する。

イ しかし、なぜ1割の価格上昇が生じたのかの根拠は示されていない。

しかも、「購入金額と市場価格との比較」で上述したとおり、本市の白灯油の購入金額は奈良県の平均価格よりも低く、またLPガスの購入金額も奈良県及び奈良県中和の平均価格よりも低いものである。

よって、本件随意契約によって本市に損害が発生したことを認めることはできず、請求人の主張は採り得ない。

以上のことから、上記監査結果のとおり判断する。

(付記)

本件随意契約のように、永年にわたり同一の業務を同一の理由で随意契約している場合、契約方法の決定に際し、前例踏襲を優先させていないかを懸念する。都度、最善の契約方法について、組織内で十分に議論すべきである。

仮に、今後も引き続き随意契約をすることとしても、あるいは、その全部又は一部を随意契約以外の方法によるとしても、いずれの場合においても、本件監査結果「別紙」で示したように、購入金額と市場価格とを継続して比較・検証し、それを公表することを積極的に検討すべきと考える。

令和7年3月18日

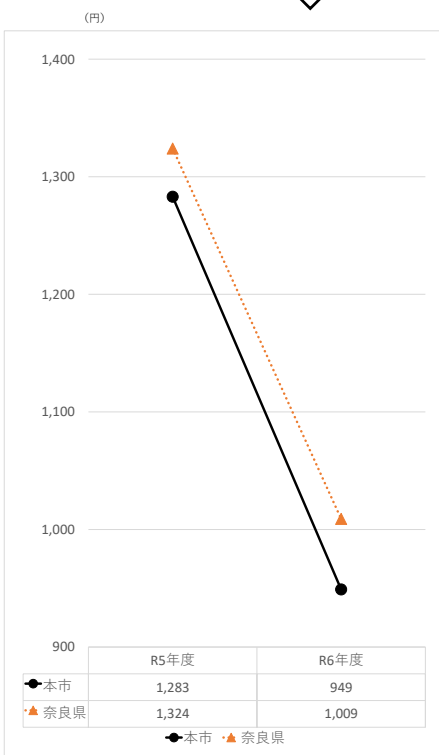
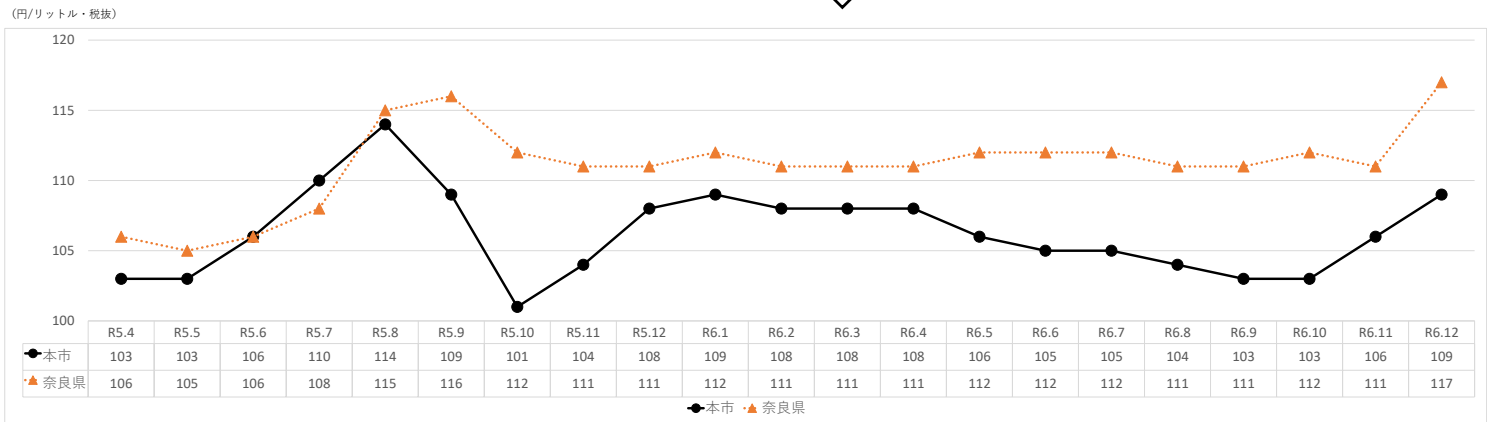
橿原市監査委員 久保田幸治
橿原市監査委員 中面達也

【別紙 1】

本市における購入金額と奈良県内市場価格の比較（白灯油・令和 5 ～ 6 年度分）

（１）白灯油価格の比較

	4月 (a)			5月 (b)			6月 (c)			7月 (d)			8月 (e)			9月 (f)			10月 (g)			11月 (h)			12月 (i)			1月 (j)			2月 (k)			3月 (l)			合計 (令和5年度=a+b+c+d+e+f+g+h+i+j+k+l) (令和6年度=a+b+c+d+e+f+g+h+i)		
																																					本市	奈良県	市－県
	本市	奈良県	市－県	本市	奈良県	市－県	本市	奈良県	市－県	本市	奈良県	市－県	本市	奈良県	市－県	本市	奈良県	市－県	本市	奈良県	市－県	本市	奈良県	市－県	本市	奈良県	市－県	本市	奈良県	市－県	本市	奈良県	市－県	本市	奈良県	市－県			
R5年度	103	106	▲ 3	103	105	▲ 2	106	106	0	110	108	2	114	115	▲ 1	109	116	▲ 7	101	112	▲ 11	104	111	▲ 7	108	111	▲ 3	109	112	▲ 3	108	111	▲ 3	108	111	▲ 3	1,283	1,324	▲ 41
R6年度	108	111	▲ 3	106	112	▲ 6	105	112	▲ 7	105	112	▲ 7	104	111	▲ 7	103	111	▲ 8	103	112	▲ 9	106	111	▲ 5	109	117	▲ 8	未集計			未集計			未集計			949	1,009	▲ 60



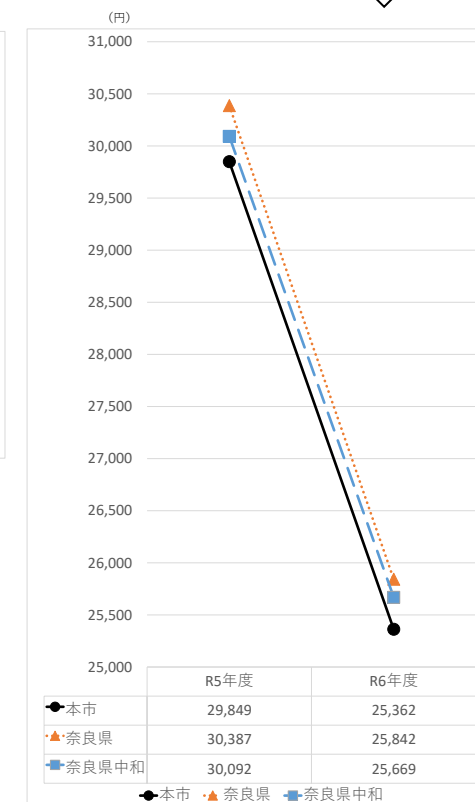
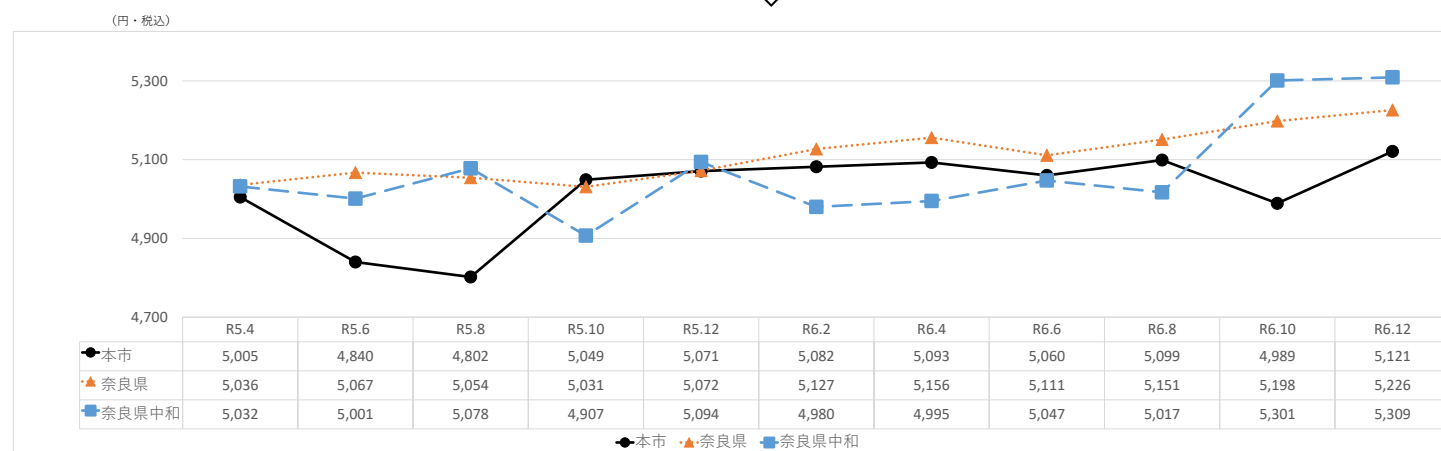
本表は監査対象部局から提出された資料に基づき、監査委員事務局において作成したものである。なお、一部監査対象外の期間を含んでいる。
 表中「奈良県」は、資源エネルギー庁が公表する灯油配達価格のうち、本市購入金額決定時における直近の価格である。（小数点以下、四捨五入）
 表中の令和 6 年度については、令和 7 年 1 月～ 3 月が未集計である。

【別紙 2】

本市における購入金額と奈良県内市場価格の比較（L P ガス・令和 5 ～ 6 年度分）

（1）L P ガス5m³の使用料の比較

	4月 (a)			6月 (b)			8月 (c)			10月 (d)			12月 (e)			2月 (f)			合計 (令和 5 年度=a+b+c+d+e+f) (令和 6 年度=a+b+c+d+e)		
	本市	奈良県	奈良県中和	本市	奈良県	奈良県中和	本市	奈良県	奈良県中和	本市	奈良県	奈良県中和	本市	奈良県	奈良県中和	本市	奈良県	奈良県中和	本市	奈良県	奈良県中和
R5年度	5,005	5,036	5,032	4,840	5,067	5,001	4,802	5,054	5,078	5,049	5,031	4,907	5,071	5,072	5,094	5,082	5,127	4,980	29,849	30,387	30,092
R6年度	5,093	5,156	4,995	5,060	5,111	5,047	5,099	5,151	5,017	4,989	5,198	5,301	5,121	5,226	5,309	未集計			25,362	25,842	25,669



本表は監査対象部局から提出された資料に基づき、監査委員事務局において作成したものである。なお、一部監査対象外の期間を含んでいる。

表中の使用料「奈良県」は、資源エネルギー庁が公表する奈良県の平均価格である。

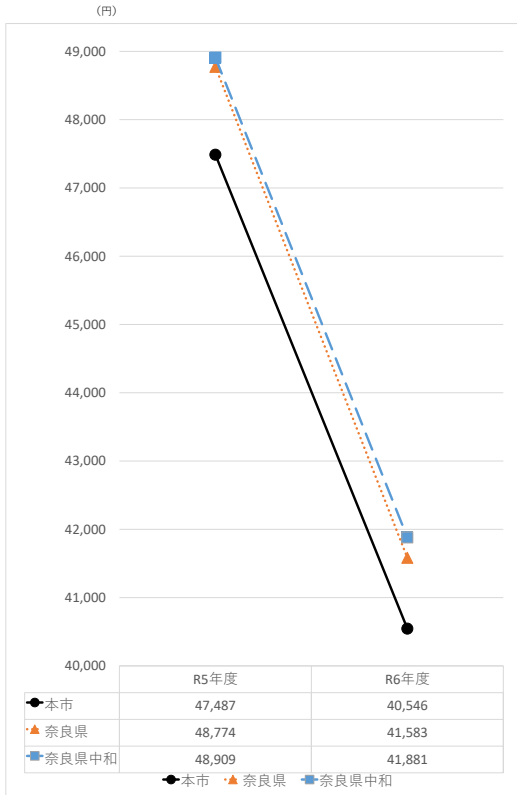
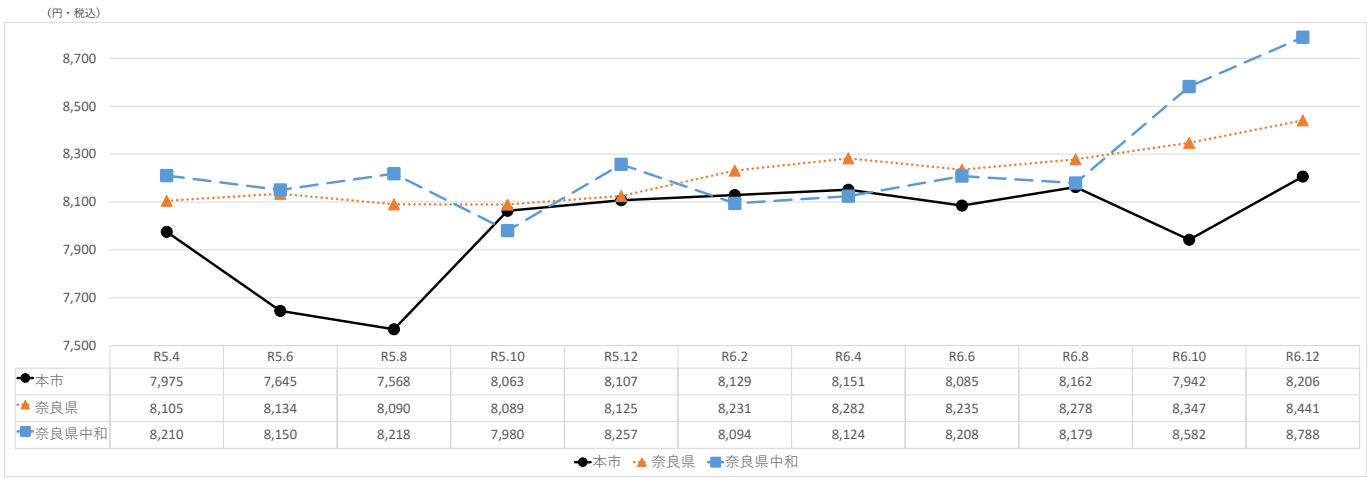
表中の使用料「奈良県中和」は、（一財）日本エネルギー経済研究所が公表する奈良県中和地区の平均価格である。

表中の使用料については、「基本料金+従量料金」により算出している。

表中の令和 6 年度については、令和 7 年 2 月が未集計である。

(2) L P ガス10m³の使用料の比較

	4月 (a)			6月 (b)			8月 (c)			10月 (d)			12月 (e)			2月 (f)			合計 (令和5年度=a+b+c+d+e+f) (令和6年度=a+b+c+d+e)		
	本市	奈良県	奈良県中和	本市	奈良県	奈良県中和	本市	奈良県	奈良県中和	本市	奈良県	奈良県中和	本市	奈良県	奈良県中和	本市	奈良県	奈良県中和	本市	奈良県	奈良県中和
R5年度	7,975	8,105	8,210	7,645	8,134	8,150	7,568	8,090	8,218	8,063	8,089	7,980	8,107	8,125	8,257	8,129	8,231	8,094	47,487	48,774	48,909
R6年度	8,151	8,282	8,124	8,085	8,235	8,208	8,162	8,278	8,179	7,942	8,347	8,582	8,206	8,441	8,788	未集計			40,546	41,583	41,881



本表は監査対象部局から提出された資料に基づき、監査委員事務局において作成したものである。なお、一部監査対象外の期間を含んでいる。

表中の使用料「奈良県」は、資源エネルギー庁が公表する奈良県の平均価格である。

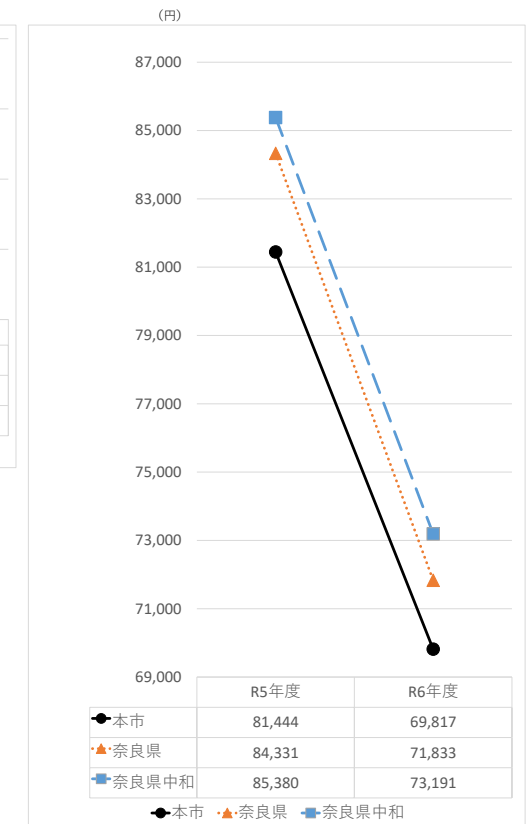
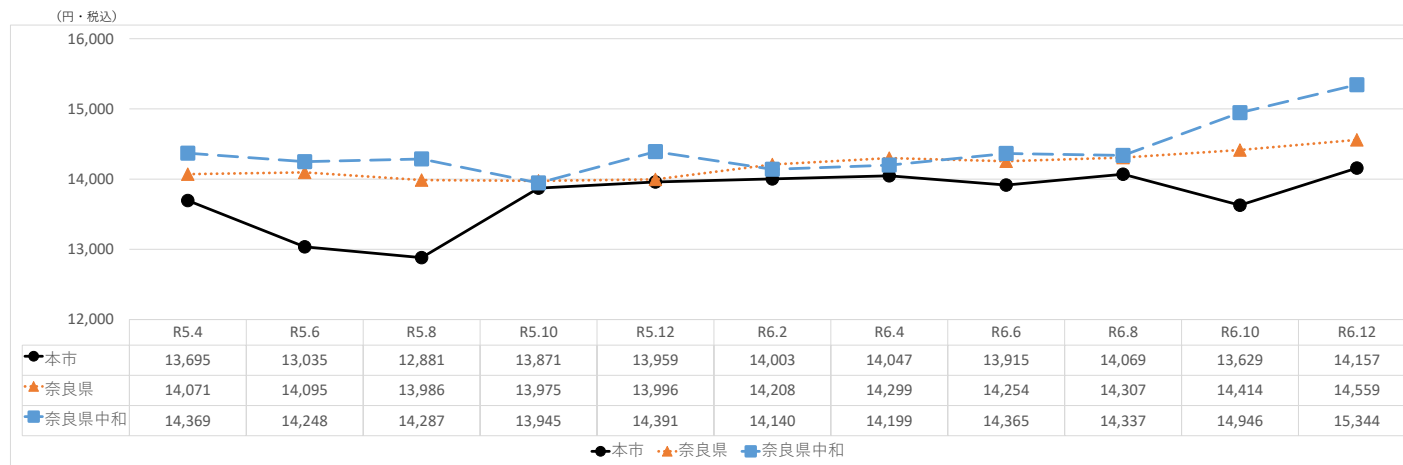
表中の使用料「奈良県中和」は、（一財）日本エネルギー経済研究所が公表する奈良県中和地区の平均価格である。

表中の使用料については、「基本料金＋従量料金」により算出している。

表中の令和6年度については、令和7年2月が未集計である。

(3) LPガス20m³の使用料の比較

	4月 (a)			6月 (b)			8月 (c)			10月 (d)			12月 (e)			2月 (f)			合計 (令和5年度=a+b+c+d+e+f) (令和6年度=a+b+c+d+e)		
	本市	奈良県	奈良県中和	本市	奈良県	奈良県中和	本市	奈良県	奈良県中和	本市	奈良県	奈良県中和	本市	奈良県	奈良県中和	本市	奈良県	奈良県中和	本市	奈良県	奈良県中和
R5年度	13,695	14,071	14,369	13,035	14,095	14,248	12,881	13,986	14,287	13,871	13,975	13,945	13,959	13,996	14,391	14,003	14,208	14,140	81,444	84,331	85,380
R6年度	14,047	14,299	14,199	13,915	14,254	14,365	14,069	14,307	14,337	13,629	14,414	14,946	14,157	14,559	15,344	未集計			69,817	71,833	73,191



本表は監査対象部局から提出された資料に基づき、監査委員事務局において作成したものである。なお、一部監査対象外の期間を含んでいる。

表中の使用料「奈良県」は、資源エネルギー庁が公表する奈良県の平均価格である。

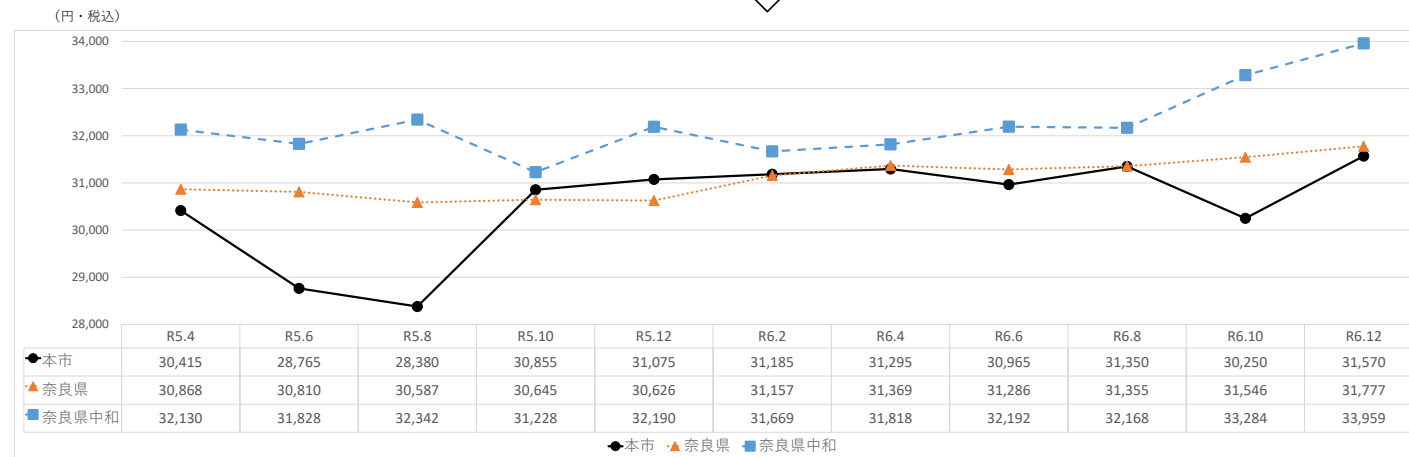
表中の使用料「奈良県中和」は、（一財）日本エネルギー経済研究所が公表する奈良県中和地区の平均価格である。

表中の使用料については、「基本料金+従量料金」により算出している。

表中の令和6年度については、令和7年2月が未集計である。

(4) LPガス50m³の使用料の比較

	4月 (a)			6月 (b)			8月 (c)			10月 (d)			12月 (e)			2月 (f)			合計 (令和5年度=a+b+c+d+e+f) (令和6年度=a+b+c+d+e)		
	本市	奈良県	奈良県中和	本市	奈良県	奈良県中和	本市	奈良県	奈良県中和	本市	奈良県	奈良県中和	本市	奈良県	奈良県中和	本市	奈良県	奈良県中和	本市	奈良県	奈良県中和
R5年度	30,415	30,868	32,130	28,765	30,810	31,828	28,380	30,587	32,342	30,855	30,645	31,228	31,075	30,626	32,190	31,185	31,157	31,669	180,675	184,693	191,387
R6年度	31,295	31,369	31,818	30,965	31,286	32,192	31,350	31,355	32,168	30,250	31,546	33,284	31,570	31,777	33,959	未集計			155,430	157,333	163,421



本表は監査対象部局から提出された資料に基づき、監査委員事務局において作成したものである。なお、一部監査対象外の期間を含んでいる。

表中の使用料「奈良県」は、資源エネルギー庁が公表する奈良県の平均価格である。

表中の使用料「奈良県中和」は、(一財)日本エネルギー経済研究所が公表する奈良県中和地区の平均価格である。

表中の使用料については、「基本料金+従量料金」により算出している。

表中の令和6年度については、令和7年2月が未集計である。

